

踏み出そう！

解決への

第一歩



借金が重なり、返済が困難になった状態を「多重債務」と呼びます。多重債務は、税金・保険料の滞納、家庭内暴力、離婚、健康被害、失職、自殺、犯罪などの原因となつて社会の根幹を揺るがしており、今、大きな社会問題となっております。返済が苦しくてもだれにも相談できず、深刻な状況に追い込まれ悩む人も多くなっています。

しかし、多重債務(借金)の問題には様々な法的解決策があり、必ず解決することができます。一人で悩まずに、まずは相談してください。

多重債務や消費生活に関する相談・問い合わせ

消費生活センター 市役所新館2階②番窓口

☎(63)3313 (月～金曜日 午前9時～午後4時)

- ・相談の際は、事前に電話での予約をおすすめします。
- ・来所の時は、既に完済したものを含め、手元にある借金関係の書類や金融会社のカードなどをすべてお持ちください。

債務整理を支援しています

鹿沼市では、栃木県司法書士会鹿沼支部と栃木県弁護士会の協力により、債務整理を支援する取り組みを実施しています。消費生活センターで相談を受け、法的な解決手続を行う認定司法書士や弁護士に直接相談の予約をすることができます。

長期間返済している場合は、債務整理を行うことで借金がゼロになったり、減額になったりすることがあります。また、利息を払い過ぎていた場合は、お金が戻ってくることもあります。

相談内容の秘密は厳守します。また相談は無料ですので、気軽に消費生活センターへお電話ください。

貸金業法が改正されます

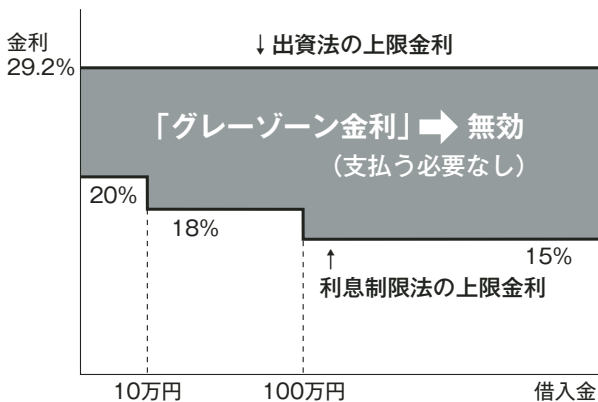
貸金業については、グレーゾーン金利や悪質な貸付・取立てなど大きな社会問題となっております。そのため、貸金業法が改正され貸金業への規制が強化されました。平成18年12月に公布され、平成21年までに段階的に施行されます。この法律は、グレーゾーン金利の撤廃や総量規制などが盛り込まれています。

○グレーゾーン金利の撤廃
貸付の利息は、貸付金額に応じて15～20%に統一され、出資法の

上限金利と利息制限法の上限金利の間の金利(グレーゾーン金利)が撤廃されます。利息制限法の上限金利を超えた利息での貸付は無効となり、支払う必要がなくなります。

○総量規制
貸金業者は、債務者に対し年収の3分の1以上の貸付をすることが原則禁止されます。

貸金業法が完全に施行されると、過剰な貸付ができなくなり、すでに返済困難になってしまう、借金返済のために借金をしている場合、新たな借金ができなくなるようになります。そうなる前に、債務整理をして生活を再建しましょう。



きっかけは突然の出費 そこから多重債務へ

多重債務などの相談を受けている
鹿沼市消費生活センターの所長に話を聞きました。



鹿沼市消費生活センター
所長 金林 敏幸

Q 相談の件数と傾向は？

昨年の8月から今年の9月までの1年間で、約250件の借金に関する相談がありました。その中には、払い過ぎていたお金か100万円以上も戻ったケースもありました。

Q 借金をしてしまう主な原因は？

借り入れのきっかけは、収入の減少による生活費や突発的な支出のために、やむをえず借りてしまったという事例が多くなっています。収入が安定せず、生活費や各種返済のために借り入れをしてしまう状況もあるようです。

Q その他にはどんなケースがありますか？

Q 相談の費用は？

消費生活センターでの相談は無料です。また、裁判手続き費用などを立て替える「民事法律扶助制度」があります。まずはご相談ください。

住宅ローンの返済が滞るケースがあります。金利の変更による支払金の増額や、失業や収入の減少により支払が困難になって、住宅ローンの支払いのために借金をしている事例もあります。返済方法を見直すことで支払いを楽にすることもできますし、住宅を手放すことなく債務整理をする方法もありますので、消費生活センターにご相談ください。

多重債務に

陥らないための8か条

- 一、高額な買い物はよく考えてから
- 二、返済計画が立たない借金はしない
- 三、目先の返済金額ではなく総額を考える
- 四、返済のための借入はしない
- 五、悪質な貸金業者・債務整理支援団体に注意する
- 六、安易に借金の保証人にならない
- 七、カード（クレジット・キャッシング・ローン）の管理を行う
- 八、悩んだときは、家族・友人・消費生活センターに相談する

注意！ 整理屋・紹介屋

新聞広告やダイレクトメールなどによる「債務整理を手伝います」などの誘いには、注意してください。このような広告は、債務者に提携の弁護士を紹介する「紹介屋」、提携弁護士の名義を使って弁護士に代わりに債務整理を行う「整理屋」とよばれる悪質業者の可能性が高く、多額の手数料を請求されます。

さらに、最近ではもっともらしい名前で、消費者団体やボランティア団体を装ったり、NPO法人を宣伝文句に使用したりする業者もいますので注意しましょう。

その他の公的相談窓口

相談には、電話予約が必要です。

栃木県消費生活センター

宇都宮市野沢町4-1
パーティ・とちぎ男女共同参画センター内
☎028(665)7744
受付日時 火曜日（祝日の場合は翌日）
午前9時～午後5時

関東財務局宇都宮財務事務所

宇都宮市桜3-1-10
☎028(633)6221(代表)
受付日時 月～金曜日
午前8時30分～午後0時15分
午後1時～4時30分